

1月から
受付開始

給与所得者 の還付申告

1月からサラリーマンの方や年金を受給されている方の「還付申告」を受け付けます。



対象(所得税の還付を受けられる方)

給与所得者や年金収入のみの方で、源泉徴収税額があり他に申告する所得がない次の方。

- ・医療費控除を受ける方
- ・年末調整後、扶養する人数が増えた方。
- ・年の途中で退職し、年末調整を受けていない方。

申告に必要なもの

1. 平成14年中の収入額などを証明できる書類(源泉徴収票など)

2. 印鑑

3. 申告者の振込み金融機関と口座番号

4. 控除に必要な書類

ア) 平成14年中に支払った生命保険料・損害保険料の控除証明書

イ) 国保税や他の健康保険料などの納付済確認通知書や領収書

医療費控除と

住宅借入金等特別控除の申告

医療費控除

本人、またはその本人と生計を同一にする配偶者やその他の親族のために、「10万円」または「所得金額の合計額の5%」のいずれか少ない方の金額を超えた医療費を支払った場合、「医療費控除」が受けられます。

※医療費控除の対象と認められる費用と認められない費用があります。

▼必要書類

医療費等の領収書・保険金などで補てんされる金額がわかるもの・医療費控除の明細書

住宅借入金等特別控除

一定の要件がありますが、ローン等を利用して住宅を新築・購入・改築した方は、確定申告をすることにより「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。

平成14年中に居住を始めた場合は、居住した日から10年間の所得税が軽減されます。

サラリーマンは1年目に確定申告すると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

▼必要書類

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書・売買契約書の写し・住宅借入金等特別控除の計算明細書

※新築の場合は①登記簿謄本(抄)本
と②住民票の写し、増改築の場合は①②のほか「増改築等工事証明書」が必要になります。

申告の関係書類

還付申告に必要な「申告書」・医療費明細書の記入用紙・住宅借入金等特別控除計算明細書などは、役場税務課と商工会(錦町)に備え付けてあります。

申告手続き

申告書に住所・氏名などを記入し、添付書類を整理(医療費控除を受ける方は、医療費明細書に必要事項を記入し、領収書を添付)の上窓口においでください。

また、還付申告は、3月に入ると役場の税務担当窓口や税務署が混雑し、申告手続きに時間がかかりますので、早めに手続きを済ませましょう。

その他、税務課からのお知らせ

「法定調書」の提出

給与・報酬・利子・配当などの支払者は、支払先の住所・氏名・支払金額などを記載した「法定調書」を提出しなければなりません。

「法定調書」は平成14年分を取りまとめて提出するもので、提出期限等は利子・配当などの一部を除き次の通りです。

▼提出期限 1月31日(金)

▼支払調書の主な種類

ア) 報酬・料金・契約書・賞金の支払調書

イ) 不動産の使用料などの支払書

※給与所得者の源泉徴収票と給与支払報告書も併せて、提出してください。

▼問合せ 役場税務課税務係(80

1332-3-2332)